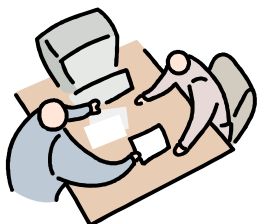


3 第2回土地区画整理審議会を開催しました

高田地区及び今泉地区第2回土地区画整理審議会を平成26年10月30日（木）に開催しました。

審議会では、換地意向確認の実施結果を報告し、換地設計の基本方針及び換地設計の基準についての説明を行いました。また、高田地区の審議会では、一部の宅地を対象に工事のための仮換地指定（第1段階）を諮問し、承認されました。

また、審議会設立以降、計3回の勉強会を行い、専門的な事項の理解を深めていただきました。



4 今泉地区の発破作業について

今泉地区の発破作業につきましては、周辺の住民の皆様方には、騒音・振動等により大変ご迷惑をお掛けしております。発破作業に際しましては、騒音・振動をなるべく低減させるような対策を行ってまいりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

土地登記や住所（連絡先）の変更は、必ずご連絡ください

土地区画整理事業の進捗に合わせ、重要な文書の送付やご連絡を行う頻度が増してきます。次のような場合は、届け出てください。

- 土地の売買や相続等による権利変動が生じた場合
- お引越しによる住所変更など連絡先に変更が生じた場合
- 婚姻などにより氏名等に変更が生じた場合

☆お問い合わせ先

事業施行者：
陸前高田市 都市整備局 市街地整備課
〒029-2292
陸前高田市高田町字鳴石42-5
電話番号 0192-54-2111（代表）
（内線443・444）

事業受託者：
独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）
岩手震災復興支援本部 陸前高田復興支援事務所
〒029-2203
陸前高田市竹駒町字相川28-1
電話番号 0192-53-2630

土地区画整理事業 高田・今泉 第3号

区画整理ニュース



陸前高田市 都市整備局 市街地整備課

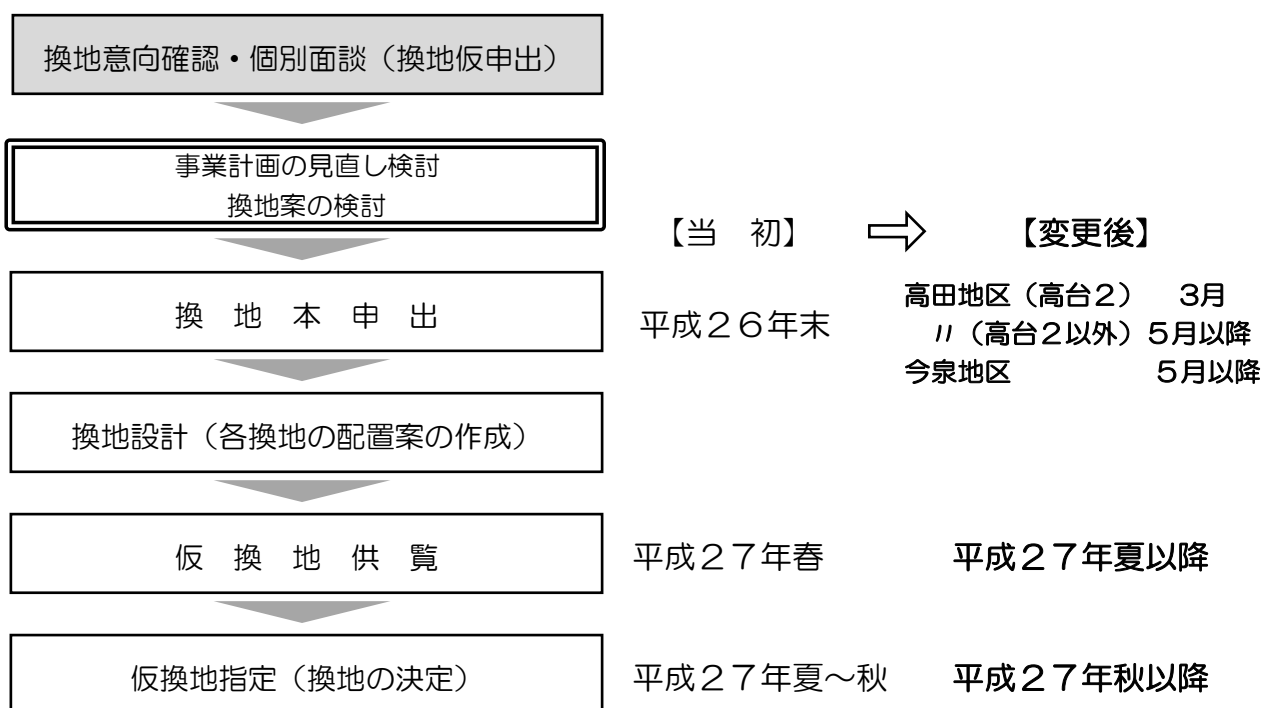
1 換地申出（本申出）のスケジュールが変更となりました

仮申出に基づく本申出の提出時期につきましては、事業計画変更の検討などに時間を要しているため、当初の予定より数か月程度遅れる見込みです。（土地の引渡時期は変更ありません。）

昨年7～9月の仮申出の内容を基に、現在、換地案の検討（たとえば、第一希望どおりの高台へ換地できるかなど）を行っており、後日、申出先を調整したうえで、申し出内容確認のための本申出書を送付します。

本申出は、高田地区、今泉地区それぞれに下記のスケジュールのとおり予定しておりますので、時期が近づきましたら改めてご案内いたします。

なお、本申出書には、実印を押印いただき、あわせて印鑑証明書を提出いただく予定としております。

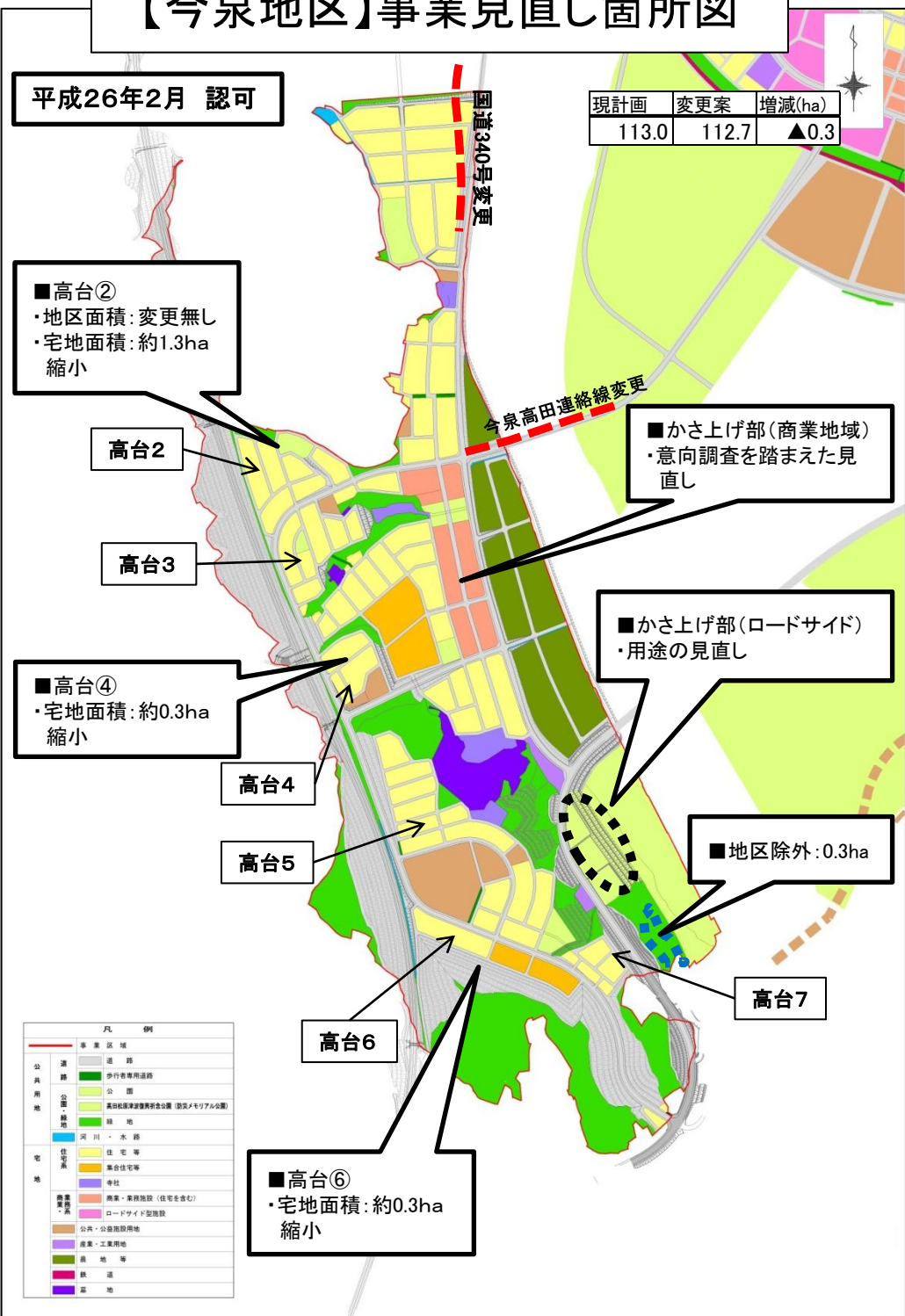


2 土地区画整理事業の事業計画の変更等について

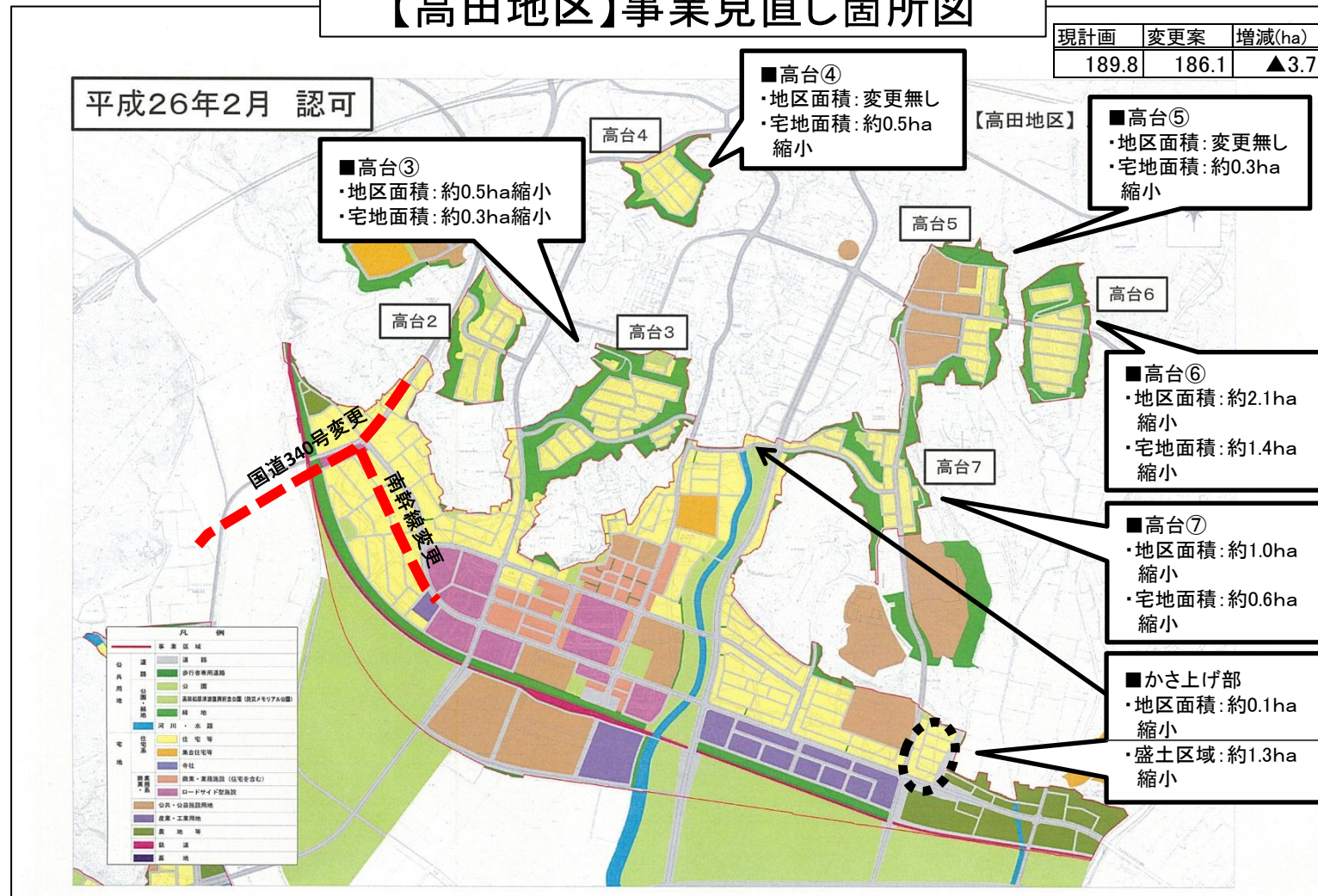
昨年7～9月に皆様に換地意向確認の個別面談を行い、仮申出書（9月30日締切）を提出していただきましたが、今般、仮申出書の結果及び防災集団移転促進事業の移転戸数を踏まえた高台の見直し（縮小）などの検討を行っております。

また、都市計画道路のルート変更等も合わせ、高田地区及び今泉地区の土地区画整理事業の事業計画変更の検討を行っております。

【今泉地区】事業見直し箇所図



【高田地区】事業見直し箇所図



事業計画の変更につきましては、説明会を開催する予定ですが、見直し作業や関係機関との協議の都合により、高田地区と今泉地区の説明会の開催時期が異なります。

現時点の開催予定は、高田地区は3月、今泉地区は5月以降を予定しております。日程等の詳細が決まりましたら、改めてご案内いたします。